

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第2回財務事務監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年5月25日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置
観光スポーツ部交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の額の確定に当たって、一部事業の中止等により生じた剰余金について返還を求めず、繰越金が過大となっているものがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の補助金額確定時に剰余金及び翌年度当初に必要な額や自主財源等を精査し、10万円の繰越は妥当であると認めるとともに、繰越額を超過する額については、令和2年度末までに返還させた。(戻入日：R3.3.23)</li> </ul>
観光スポーツ部観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空賃を伴う旅費の支出において、航空賃の支払金額を確認することができる領収書等が保管されていないものがあった。</li> <li>補助金交付事務において、交付申請より前に交付要綱に規定のない補助金内定通知書を発出しているものがあった。</li> <li>補助金交付事務において、交付要綱に基づき提出された概算払申請書に概算払を要する理由が記載されていないものがあった。</li> <li>補助金交付事務において、交付要綱に規定されている添付書類（交付申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内職員を対象に、監査結果をもとに事務研修を実施した。(R3.5.14)</li> </ul>

	<p>における補助金内訳書、実績報告における補助金使用実績内訳書)が添付されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付事務において、交付要綱に規定されている補助金交付額の確定通知書が市から発出されていないものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている業務担当員の選定通知書が受託者に発出されていないものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている業務処理責任者の選定通知書が受託者から提出されていないものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている個人情報等の取扱いに関する管理責任者等の届出が受託者から提出されていないものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約において、千歳市契約規則に規定されている検査証が作成されていないものがあった。</li> </ul>	
--	--	--

(担当：観光スポーツ部交流推進課)